麻薬を紛失した時の対応

紛失発見者 ■

麻薬管理者 医療安全推進部



1. 紛失発見者は紛失に気付いた時点で以下へ報告し、指示を仰ぐ□ 所属部署の責任者
□ 別属即者の員任 省 □ 麻薬管理者(薬剤部2669)
□ 麻栗管理者(栗川師2009 <i>)</i> □ 医療安全推進部(3977)
□ 区原女主作進命(3911)
2. 紛失に気づいた時点での状況を確認する
□ 誰に処方された麻薬なのか
□ 紛失した麻薬の種類と数量
□ 紛失者が明確な場合→紛失した経緯を時系列で確認
紛失者が不明確な場合➡最後に正確な数を確認した日時と
人物の確認
□ 紛失したと考えられる時間帯に該当フロアで勤務していた 職員の確認
3. 紛失した可能性がある場所を探す
□ 紛失者が行動した範囲(廊下、病室内、衣服のポケット等)
□ 廃棄した可能性のある廃棄箱
□ フロアを清掃した清掃業者にも落下していなかったか確認
4. 紛失者が明瞭な場合
始末書と紛失した経緯を記した書類を麻薬管理者へ提出
□ 始末書は当事者が直筆で記載(証人が必要)
□ 事実経過を詳細に時系列で記載する
5. 麻薬管理者は紛失事故の件を以下へ報告する
□病院長
□医療安全推進部(3977)
□保健所
6. 麻薬管理者は麻薬事故届を保健所に提出